

林業・木材産業金融対策のうち  
木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業（新規）  
【平成30年度概算決定額 266,000（－）千円】

対策のポイント

林業者・木材産業者が融資機関から事業資金を借り入れる際に、独立行政法人農林漁業信用基金がその債務を保証することにより、円滑な借入れを可能とするための支援を行います。

<背景>

- ・林業の成長産業化の実現に向けて、新たな木材需要を創出し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を進めるためには、林業者・木材産業者等の円滑な資金調達を可能とする信用保証事業が重要な役割を担っています。
- ・独立行政法人農林漁業信用基金が行う債務保証による代位弁済は高い水準にあり、保証料率の引き上げにより林業者・木材産業者の保証料負担が増加するおそれがあります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,500万<sup>m</sup>（平成27年）→4,000万<sup>m</sup>（平成37年）)

<主な内容>

木材需要の拡大や国産材の安定供給等に取り組む林業者・木材産業者が、事業を行うに当たり必要な資金を円滑に調達できるよう、独立行政法人農林漁業信用基金が行う債務保証による代位弁済費の一部について支援を行うことにより、保証料負担の軽減を図ります。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

平成30年度～

【お問い合わせ先：林野庁企画課（03-3502-8037）】